

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780028

研究課題名(和文)現代国際法における中立制度の意義と機能

研究課題名(英文)Neutrality in Contemporary International Law

研究代表者

和仁 健太郎(Wani, Kentaro)

大阪大学・国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：40451851

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、現代国際法における中立制度の意義と機能を明らかにすることである。伝統的中立制度においても、いわゆる「公平義務」は、中立国が負う義務というよりも、中立にとどまるための「条件」であり、中立にとどまることを望まない国がこの「条件」を満たさず、一方交戦国を援助することは自由であった。現代国際法においてもこの状況は変わっておらず、武力紛争の第三国が一方交戦国を援助すること(いわゆる「非交戦状態」の態度)は自由である。戦争・武力紛争の外にとどまることを法的に保障する制度としての中立制度は、現代国際法でも、特に海上捕獲の分野を中心に、依然として意義を失ってはいない。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify the current status of the law of neutrality. The so-called the "duty of impartiality" in the traditional neutrality was a "condition" of neutrality, rather than a "duty" of a neutral State. A third State in a war, which did not wish to remain neutral, was free to give assistance to a belligerent. The same holds true in modern international law: an attitude of "non-belligerency", an attitude of a third State assisting a belligerent is lawful. The law of neutrality, as an institution which legally guarantees the right of a State to remain outside a war or armed conflict, is still valid in modern international law, which generally prohibit the use of force by States.

研究分野：国際法学

キーワード：中立 非交戦状態 海上捕獲 武力紛争法

1. 研究開始当初の背景

武力行使が原則として違法化された現代においても、現実には戦争や武力紛争が発生する以上、戦争・武力紛争の当事国と非当事国(第三国)との関係を規律する国際法は必要である。それがどのような国際法であるのかについては、かつてその点を規律していた伝統的中立制度が現代においても妥当なのかしないのか、妥当するとしても同制度が武力行使禁止原則によって何らかの影響を受けているのか、といった点をめぐって議論がなされてきた。この問題について、戦争・武力紛争の第三国が中立の地位を任意に選択し得ることにほぼ争いはなく、学説が分かれるのは、戦争・武力紛争の第三国が、交戦国(武力紛争当事国)でも中立国でもない「非交戦国(non-belligerent)」「非交戦状態(non-belligerency)」の立場をとって中立義務から免れる(具体的には一方交戦国を援助する)ことができるかどうか(「非交戦状態」の合法性)である。(なお、本報告書で「伝統的」と言う場合、第二次大戦以前の時期を意味し、「現代」と言う場合、第二次大戦後の時期を意味する。)

このように、現代国際法における中立の問題については学説が対立しており、不明な点も多く残されているが、伝統的中立に関する学説の認識は基本的に一致している。従来の学説によれば、(i) 伝統的中立制度は、中立国に権利を付与するのではなく、むしろ、平時にはない新たな義務(公平義務と黙認義務)を中立国に課すことを本質とする制度であり、(ii) 同制度は、伝統的国際法において戦争が自由とされ、すべての交戦国が平等と見なされていたこと(いわゆる「無差別戦争観」)を前提に成立したとされる。

本研究代表者は、これまでの研究において、伝統的中立制度について従来の学説が共有してきたこれらの認識(上述の(i)と(ii))が正しくないことを指摘した(和仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格：戦争に巻き込まれない権利とその条件』(東京大学出版会、2010年))。従来の学説は、現代の中立について論ずる際、伝統的中立に関するこれらの認識を議論の当然の前提として共有し、かつ、これらの認識を自説の論拠の一つとしてきたのであり、これらの認識が修正されたのであれば、現代の中立に関する議論も再構成されなければならない。本研究は、研究代表者のこれまでの研究から得られた視点を基に、現代国際法における中立制度の意義と機能について検討するものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現代国際法において中立制度が妥当するか、妥当するとしてもどのような形で妥当するのかを明らかにすることである。

この点を明らかにする際、本研究代表者のこれまでの研究成果を踏まえれば、設定すべ

き問いは、現代国際法において「非交戦状態」が合法か否か(=従来の議論枠組み)ではなく、むしろ、「非交戦状態」の態度を選ぶことには中立の地位を選ぶことと比べて法的にどのような不利益があるのか、また、中立の地位を選ぶことには法的にどのような利益があるのか、という形で定式化されるべきである。すなわち、研究代表者のこれまでの研究成果によれば、伝統的中立制度における「公平義務」は、相互に平等な交戦国の差別扱いを禁ずる義務ではなく、中立の地位を維持するために満たすべき「条件」であり(この「条件」を満たす国は、戦争の外にとどまること、つまり交戦国にさせられないことを「権利」として法的に保障された)、中立の地位を維持するつもりのない国(戦争に巻き込まれ交戦国になっても構わない国)が「公平義務」に反する行為を行うことは自由だった。交戦国は、「公平義務」に反する行為を行う国を「敵として扱うことが許される」ものとされた一方、「公平義務」に従った行動をとる国は、交戦国によって敵として扱われないことを「権利」として保障されたのである(このことが中立の地位を選ぶことの利益であった)。問題は、このような伝統的中立制度の枠組みが現代においてどの程度妥当するのかがである。つまり、「非交戦状態」の態度(戦争・武力紛争への参加に至らない援助を交戦国に与えること)は、伝統的国際法においても自由だったし、現代においても集団的自衛権に基づき合法であると解するのが合理的であると思われるが、そうした態度をとる国は、中立の地位に立つ場合と比べて法的にどのような不利益を受けるのか、逆に、中立の地位を選ぶことにはどのような利益があるのかを検討しなければならないのである。

3. 研究の方法

本研究では、2で述べた目的を達成するため、国家実行の分析に基づく実証的方法により研究を行った。分析の際に着目したポイントは、第二次大戦後(国連憲章制定過程を含む)の国家実行において、戦争・武力紛争非当事国の法的地位がどのように捉えられていたか、「中立」や「非交戦状態」の概念がどのように用いられていたか、戦争・武力紛争の当事国と非当事国がそれぞれ自らの行動をどのように説明し正当化していたのか、といった点である。

4. 研究成果

(1) 本研究では、まず、国連憲章の起草過程を検討した。武力行使禁止原則(2条4項)と中立制度との関係がどのように整理されていたのかを知るためであるが、国連憲章の起草過程において中立の問題はほとんど何も議論されていなかった。次に、本研究では、1949年ジュネーヴ諸条約および同諸条約の追加議定書(1977年)の起草過程を検討した。

すなわち、ジュネーブ諸条約および追加議定書の中には、「中立国」が、「国際法上の要求があるときには」、傷病者・捕虜等を抑留する旨を定める規定が存在する(1949年ジュネーブ第1条約37条、同第2条約15条、17条、40条、同第3条約4条B(2)など)。これらの規定は、現代国際法において中立制度が妥当することを示すものであると言われることもあるが、やはり、これらの条約の起草過程においても、中立の問題についてはほとんど何も議論されていなかった。また、条約条文の解釈としても、前述の諸規定は、「国際法上の要求があるときには」中立国が傷病者・捕虜等を抑留しなければならないと定めるだけであり、問題を一般国際法に送致している。結局、第二次大戦後に採択された国際条約およびその起草過程から何らかの結論や示唆を導くことはできない。

(2)そこで、本研究は次に、第二次大戦後に生じた戦争・武力紛争における国家実行を検討した。この問題に関する国家実行は必ずしも明瞭ではなく、これまで学説が対立してきた要因の1つは国家実行の不明瞭さにあるが、本研究代表者のこれまでの研究成果から得られた視点(1および2参照)を基にすると、次のように考えられる。

第二次大戦後の戦争・武力紛争では、戦争・武力紛争の第三国が一方交戦国に軍事的援助を与えた実行が多数存在する。例えば、フォークランド紛争(1982年)において米国が交戦国英国を援助した例、イラン・イラク戦争(1980-88年)においてフランスが交戦国イラクに武器を供与した例などである。これらの第三国が自らの地位・立場を「非交戦状態」と呼んだことはほとんどないが、こうした実行は、学説において「非交戦状態」と呼ばれるものに相当する。これらの実行については、中立義務違反の行為にほかならならず、いわゆる「非交戦状態」の態度は違法であると評価する学説が存在する(Bindschedler, Botheなど)。しかし、国家実行の分析からは、交戦国に援助を与える国がそれを国際法違反と認識していた事実を確認することはできず、これらの実行を単なる国際違法行為と評価することは妥当ではない。

理論的にも、いわゆる「非交戦状態」の態度は、国際法により禁止されていないと解するのが妥当である。すなわち、そもそも伝統的中立制度において、「公平義務」は、中立の地位を維持し、戦争の局外にとどまることを望む国が、「中立にとどまる権利」を享受するための「条件」として満たす必要のあることに過ぎず、中立の地位を維持するつもりのない国(戦争に巻き込まれ交戦国になっても構わない国)が「公平義務」に反する行為を行うことは自由であった(第一次大戦におけるポルトガルの実行はそのことを明確に示す)。これは、今日的な表現を使って言えば、伝統的国際法においても「非交戦状態」

の態度(参戦に至らない援助)は合法かつ自由だった、ということである。このことは、現代においても変わっていないと考えられる。つまり、現代では、集団的自衛権(国連憲章第51条)に基づき侵略被害国を武力によって援助することが合法とされている以上、武力行使に至らない援助(「非交戦状態」)は、当然に合法であると考えられる。もっとも、伝統的国際法においては、いずれの交戦国の側について参戦するのも、参戦に至らない援助を与えるのも自由だったのとは異なり、現代では、武力による援助も、武力を用いない援助(非交戦状態)も、侵略被害国に対してしか行えない(侵略国に対して行えば違法となる)点は従来と異なる。

他方、戦争・武力紛争の第三国が任意に中立の地位を選択することは可能であり、そのこと自体は従来の学説によっても認められてきた。国家実行においても、戦争・武力紛争の第三国が自らの地位を「中立」と称することはしばしばある(例えば、イラン・イラク戦争における米国、ソ連、英国、西ドイツなど)。

問題は、現代国際法において、「中立」の地位を選択することは、「非交戦状態」の態度をとることと比較して、法的にどのようなメリットがあるのか、ということである。この点、伝統的中立制度において、中立国は、一定の作為・不作為を行う(いわゆる「公平義務」に従った行動をとる)ことを「条件」として、「中立にとどまる権利」(戦争に巻き込まれない権利、戦争の外にとどまる権利、敵国として扱われない権利)を保障された。戦争が自由とされた伝統的国際法においては、戦争の外にとどまることを権利として保障されることには大きな意味があった。これに対し、現代国際法では、戦争・武力紛争に巻き込まれないこと(武力紛争の当事国にさせられないこと)は、武力行使禁止原則によって保障されているから、一定の条件の下に「中立にとどまる権利」を保障する中立制度がどのような意味をもつかが問題となる。

この問題は、次のように整理することができる。すなわち、いわゆる「非交戦国」は、援助を与える交戦国が国際法上合法的に武力を行使する国であると判断して同国に援助を与える。しかし、「非交戦国」のこの判断は、他方交戦国を拘束しないから(国際法上の合法性判断の相対性)、他方交戦国は、「非交戦国」の行う行為を違法な「武力攻撃」または「武力の行使」に該当すると判断し、「非交戦国」に対し軍事力の行使を伴う措置をとる可能性があり得る。例えば、国連総会が1974年に採択した「侵略の定義に関する決議」(決議3314(XXXIX))は、「最も深刻かつ危険な形態の違法な武力行使」(前文5項)である「侵略」の1つとして、「他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許可する国の行為」(第3条f号)を挙げている。

これは、領域を作戦根拠地 (bases of operation) として使用させる行為、つまり伝統的中立制度において明白な中立違反を構成するとされた行為に相当する。また、国際司法裁判所は、1986年のニカラグア事件(本案)判決において、「武器または兵站もしくはその他の支援の形でなされる叛徒への援助 (assistance to rebels in the form of the provision of weapons or logistical or other support)」は、「武力による威嚇もしくは武力の行使または他国の対内・対外事項に対する干渉に相当すると見なされる場合があり得る」と判示した (ICJ Reports 1986, p. 104)。この判断は、あくまでも内戦(非国際的武力紛争)の場合に関する判断であるが (ibid., p. 114) 国際的武力紛争の場合にも類推的に当てはめることができる可能性はあり、もしそれが可能だとすれば、伝統的中立制度において中立違反を構成するとされた行為の1つである交戦国への武器その他の軍需品の提供(海戦中立条約第6条)が「武力の行使」に当たる可能性が示されたことになる。そして、伝統的中立制度において中立違反を構成した行為の中に「武力攻撃」または「武力の行使」に当たるものが含まれるとすれば、「非交戦国」に対して軍事力の行使を含む措置がとられる可能性があり得る。つまり、「非交戦国」に対する軍事力の行使は、「非交戦国」の行う行為が「武力攻撃」に該当する場合は自衛権(国連憲章第51条)を根拠にして、「武力の行使」に該当する場合にはニカラグア事件判決が示した「均衡のとれた対抗措置 (proportionate counter-measures)」を根拠にして行われる可能性がある。

このように、伝統的中立制度において中立違反を構成した行為と同じ行為を行う国(「非交戦国」)は、他方交戦国による軍事力の行使を含む措置を受ける可能性がある。このことは、逆に言えば、戦争・武力紛争の第三国は、「中立国」として中立維持に必要な措置をとることにより、自らに対して軍事力が行使され、または交戦国と見なされる根拠をいずれの交戦国に与えず、それによって自らの安全を確保することができる。このことは、まさにかつて伝統的中立制度が果たしていた機能であり、同制度は現代国際法においても同様の機能を果たすと言える。

この点、戦争・武力紛争の第三国が武力行使の対象とされず戦争・武力紛争の外にとどまることは、武力行使禁止原則によって既に保障されているのであり、中立制度によってそれを重ねて保障することにどのような意味があるのかという疑問が生じるかもしれない。しかし、具体的にどのような行為が「武力攻撃」や「武力の行使」に該当するのかについては不明確な点が残されている一方、中立制度は、少なくとも18世紀末以来の長い歴史を有し、原則・規則を法典化した条約(1907年のハーグ陸戦中立条約および海

戦中立条約)も存在するから、戦争・武力紛争の外にとどまるために第三国が何をすべきかについて、武力行使禁止原則よりも明確な基準を提供するのであり、その点に、武力行使禁止原則に埋没しない中立制度の意義があると言える。

さらに、戦争・武力紛争の外にとどまる(=交戦国と見なされない)ことを法的に保障する(さらに、戦争・武力紛争の外にとどまるための条件を定める)制度としての中立制度は、海上捕獲法分野では、武力行使禁止原則に埋没しない意義を有することが一層明確である。すなわち、海上捕獲法において、敵船および敵船上の敵貨は目的地や貨物の性質の如何を問わずすべて没収される(敵船敵貨捕獲)のに対し、中立船と中立貨は、一定の事由が存在する場合(戦時禁制品である場合、封鎖侵破の場合など)に限って拿捕・没収される。つまり、戦争・武力紛争の第三国は、中立にとどまることによって海上通商分野で交戦国よりも有利な待遇を受けることができる。これに対し、いわゆる「非交戦国」(中立にとどまるための条件を満たさない国)が海上捕獲分野でどのような待遇を受けるかについて、理論的な可能性としては、(ア)中立国と同じ扱いを受ける、(イ)敵国と同じ扱いを受ける、(ウ)中立国よりは不利であるが敵国よりは有利な扱いを受ける、という3つがあり得る。しかし、船舶についても貨物についても、敵船・中立船および敵貨・中立貨以外の第3のカテゴリー(非交戦国船、非交戦国貨といったカテゴリー)は国家実行において主張されたことがなく、非交戦国の船舶や貨物は、敵船・敵貨として扱われるか、中立船・中立貨として扱われるかのどちらかである((ウ)の可能性は否定される)。そして、交戦国は、敵国に軍事的援助を与える非交戦国の船舶や貨物を中立船・中立貨と扱っても構わないが、そのように扱うことを義務づけられないと考えられる。非交戦国は、中立にとどまるための条件を満たしていないからである。逆に言うと、戦争・武力紛争の第三国は、中立の地位に立ち、中立にとどまるための条件(いわゆる「公平義務」)を守ることにより、自国の船舶・貨物が中立船・中立貨として扱われることを法的に保障され、海上通商の自由を一定の範囲で保護されるのである。なお、交戦国が中立国の船舶や貨物を海上捕獲でき、中立国がこれを受認しなければならないことは、中立国の「黙認義務」という言葉で表現されるのが一般的である。しかし、いわゆる「黙認義務」は、中立の地位から出てくるものではなく、交戦国が海上捕獲その他の交戦権を行使できることを裏側から表現したものに過ぎない(交戦国も実は(中立国よりも広い範囲で)「黙認義務」を負っている。交戦国は、敵国の合法的な交戦権の行使により蒙った損害につき賠償請求権を有しないからである)。そうだとすれば、この問題は、

中立国や「非交戦国」が「黙認義務」を負うか否かではなく、海上捕獲その他の交戦権の根拠・射程等を正面から論ずる方が適切であると考えられる。

教授
研究者番号：40451851

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4件)

和仁 健太郎、伝統的国際法における敵船・敵貨捕獲の正当化根拠(2・完) 阪大法学、64巻5号、2015、pp.121-162、査読なし。

和仁 健太郎、海上捕獲法の正当化根拠：ロンドン宣言(1909年)以前の学説・国家実行の検討、国際法外交雑誌、113巻4号、2015年、pp. 45-70頁、査読有り。

和仁 健太郎、武力紛争時における国際海峡の法的地位：通過通航権制度と海戦法規・中立法規との関係、海洋政策研究2014年特別号、2014、pp. 41-83、査読なし。

和仁 健太郎、伝統的国際法における敵船・敵貨捕獲の正当化根拠(1) 阪大法学、64巻2号、2014、pp. 37-72、査読なし。

[学会発表](計 2件)

和仁 健太郎、武力紛争時における国際海峡の法的地位：通過通航権制度と海戦法規・中立法規との関係、日本海洋政策学会第5回年次大会、東京大学本郷キャンパス・小柴ホール(東京都・文京区) 2013年12月7日

和仁 健太郎、伝統的国際法における海上捕獲権の正当化根拠：ロンドン宣言(1909年)に至る歴史的展開、国際法学会2013年度研究大会、静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ(静岡県・静岡市) 2013年10月14日

[図書](計 3件)

Kentaro Wani, *Neutrality in International Law: From the Sixteenth Century to 1945*, London: Routledge, 2017, 280pp.

森川 幸一ほか編、和仁 健太郎ほか著、岩波書店、国際法で世界がわかる：ニュースで読み解く32講、2016年、pp. 254-262 (「イラク『戦争』・対テロ『戦争』：戦争とは? : 国際法上の戦争と武力紛争」)

坂元 茂樹編、和仁 健太郎ほか著、東信堂、国際海峡、2015年、pp. 219-277 (「武力紛争時における国際海峡の法的地位：通過通航権制度と海戦法規・中立法規との関係」)

6. 研究組織

(1)研究代表者

和仁 健太郎 (WANI, Kentaro)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准